

告 示

埼玉県告示第五百三十八号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年四月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「五、三八〇円」を「五、四〇〇円」に、「一六、二四〇円」を「二五、〇九〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、三二〇円」に、「五、九一〇円」を「六、〇〇〇円」に、「二三、一〇〇円」を「二三、七七〇円」に改める。